

駐車場整備地区内における駐車施設の附置義務について

1 概要

本市では、**岡崎市駐車施設条例**により、駐車場整備地区内において一定規模以上の建築物を新築・増築等する際、駐車施設の附置が義務付けられています。

2 岡崎市駐車施設条例（附置義務）の対象区域

- ・ 康生伝馬駐車場整備地区
- ・ 明大寺駐車場整備地区

対象区域は裏面を参照

3 附置義務の内容

(1) 駐車施設の附置

◇新築の場合

建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の附置の基準
全部又は一部が 特定用途※ ¹ の建築物	延床面積が 2,000㎡を超えるもの	延床面積2,000㎡を超える部分に対して 450㎡ごとに自動車1台
全部が 非特定用途※ ² の建築物	延床面積が 3,000㎡を超えるもの	延床面積3,000㎡を超える部分に対して 450㎡ごとに自動車1台

※1 特定用途とは、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、
駐車場法施行令第18条において定めるもの。

例) 劇場、百貨店、事務所等

※2 非特定用途とは、特定用途以外のもの。

例) 住宅、共同住宅等

◇増築又は用途変更の場合

建築行為の種類	駐車施設の附置の基準
増築	「新築の場合の附置の基準で算定される台数」に 「増築又は用途変更前に既に附置している台数」を 差し引いた台数
用途変更 (特定部分※ ³ の延床面積が増加する 大規模な修繕又は模様替え)	

※3 特定用途に供する部分のこと。

(2) 駐車施設の規模（駐車マスの大きさ）

駐車施設	幅	奥行	その他
駐車施設 1台あたり	2.3m以上	5.0m以上	自動車が有効に駐車し、かつ出入りできるものであること

4 その他

- ・ 令和7年4月1日より、駐車施設を、一定の条件のもと「市が指定する集約駐車施設」へ附置できることとしました。集約駐車施設の指定状況や附置が可能となる条件は、都市計画課までご確認ください。
- ・ 本市では、「岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例」により、18mを超える共同住宅の新築に対して駐車施設の附置が義務付けられています。当該条例及び岡崎市駐車施設条例による駐車施設の附置が重複して対象となる場合は、それぞれの条例の基準で附置台数を算定し、台数の多い方を最低限附置してください。

駐車場整備地区 位置図

